

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（水道企画課）

一 趣旨

建設業法施行令の一部改正を踏まえ、同施行令を引用して条例中の条項を改正するものである。

二 内容

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について、条例中の建設業法施行令第三十四条第一項を第三十七条第一項に改正

三 施行期日

公布の日